

2024年11月25日

お客さま各位

株式会社 佐賀銀行

### 「通帳発行形態に関する追加規定」制定について

平素より佐賀銀行をご利用いただき誠にありがとうございます。

当行は下記のとおり「通帳発行形態に関する追加規定」を制定いたしますのでお知らせいたします。

この規定は、当行と預金契約を締結するお客さま（預金者）が当行に有する普通預金口座について、普通預金規定（または総合口座取引規定）に加えて適用されるものです。

#### 記

#### 1. 主な内容

##### (1) 通帳発行形態の選択・変更

- ① 普通預金口座の利用にあたって、預金者は通帳不発行方式と通帳発行方式のいずれかの形態を選択するものとします。
- ② 当行が別途表示する一定の期間記帳が行われていないこと等の当行所定の条件に該当する場合には、当行は預金者の同意を得ることなく、通帳発行形態を通帳発行方式から通帳不発行方式に変更できるものとします。
- ③ 普通預金口座を通帳発行方式から通帳不発行方式に変更する場合には、通帳不発行方式に変更する前の通帳については通帳不発行方式に変更した時点で使用できなくなります。

##### (2) 通帳不発行方式の場合の特約

- ① 個人である預金者が普通預金口座を通帳不発行方式にする場合には、必ずキャッシュカードを発行します。

※ 規定全文は別紙をご参照ください。

#### 2. 適用開始日

2025年3月1日（土）

以上

## 【別紙】

### 【通帳発行形態に関する追加規定】

#### 1 【この規定の適用範囲】

この規定は、当行と預金契約を締結する契約者（以下「預金者」といいます）が当行に有する普通預金口座について、普通預金規定（または総合口座取引規定）に加えて適用されます。

#### 2 【通帳発行形態の選択・変更】

- (1) ① 普通預金口座の利用にあたって、預金者は、通帳不発行方式と通帳発行方式のいずれかの形態を選択するものとします。また通帳の発行形態は預金者が当行所定の手続きにより変更することができるものとします。  
② 2025年3月1日以降に開設された普通預金口座であるか否かにかかわらず、当行が別途表示する一定の期間記帳が行われていないこと等の当行所定の条件に該当する場合には、当行は、預金者の同意を得ることなく、通帳発行形態を通帳発行方式から通帳不発行方式に変更できるものとします。ただし、預金者が通帳発行方式への再変更を希望するときには、当行所定の手続きにより通帳発行方式に再変更することができるものとします。
- (2) 普通預金口座を通帳発行方式から通帳不発行方式に変更する場合（預金者が変更する場合のほか、前記(1)②の本文によって当行が通帳発行方式を通帳不発行方式に変更する場合を含みます）には、通帳不発行方式に変更する前の通帳については通帳不発行方式に変更した時点で使用できなくなります。

#### 3 【通帳不発行方式の場合の特約】

- (1) 個人である預金者が普通預金口座を通帳不発行方式にする場合には、必ずキャッシュカードを発行します。
- (2) 通帳不発行方式の普通預金については、定期的なお取引明細の送付等はいりません。
- (3) ① 預金者が普通預金を当行の店頭で払戻すときまたは解約するときは、届出の印章により、当行所定の払戻請求書に記名押印して、この預金口座のキャッシュカードおよび預金者本人であることを確認できる当行所定の本人確認資料を提出してください。  
② 前記①の手續に加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提出等の手續を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。  
③ ただし、当行がさぎんキャッシュカード・暗証届出通帳規定に定める方法により本人確認を行った場合、当行は、前記の方法によらずにこの普通預金の払戻しまたは解約に応じることができ、この取扱いにより損害が生じた場合の当行の責任について

## 【別紙】

ては、同規定によるものとします。

- (4) 店頭での払戻しまたは解約のほか、預金規定等により通帳の提出が必要な取引を行う場合には、当該預金規定等に定める通帳に代えて、当該預金のキャッシュカードおよび預金者本人であることを確認できる当行所定の本人確認資料を提出してください。これに加え、前記(3)③と同様に本人確認書類の提出等の手続を求め、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは取引を行わないことがあります。

### 4 【規定の変更等】

- (1) この特約の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相応の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相応の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める1ヵ月以上の相応な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上